

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市民会館の使用料の還付		
根拠法令及び条項	那覇市民会館条例第10条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</b> 那覇市民会館条例施行規則第13条 (使用料の還付) 第13条 条例第10条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由によって使用することができなくなった場合 使用することができなくなった期間に相当する額 (2) 使用開始前次の期間までに施設の使用許可の変更(使用期間の変更に限る。)申請があった場合又は使用の取りやめを申し出た場合 既納使用料の5割 ア 大ホールにあつては30日 イ 中ホールにあつては10日 ウ 会議室にあつては5日 (3) 入場料の変更に伴い、施設使用料に減額が生じた場合 減額相当額 2 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。		
審査基準 設定年月日	1970年11月18日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 設定年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。